労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十五号

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）附則第一条（第一号及び第四号を除く。）の規定に基づき、この政令を制定する。

労働安全衛生法の一部を改正する法律の施行期日は平成二十七年六月一日とし、同法附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は平成二十六年十二月一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は平成二十七年十二月一日とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十六号

労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十二号）の施行に伴い、並びに労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十四条の二第一項、第五十三条第三項（同法第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて準用する場合を含む。）及び第百十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十四条の二に次の一号を加える。

十三　電動ファン付き呼吸用保護具

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十四号

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「、第五十四条及び第五十四条の二」を「から第五十四条の二まで」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（外国登録製造時等検査機関等の事務所における検査に要する費用の負担）

第十五条の三　法第五十三条第三項の政令で定める費用は、法第五十三条第二項第四号の検査のため同号の職員がその検査に係る事務所の所在地に出張をするのに要する旅費の額に相当するものとする。この場合において、その旅費の額の計算に関し必要な細目は、厚生労働省令で定める。

2　前項の規定は、法第五十三条の三から第五十四条の二までにおいて法第五十三条第三項の規定を準用する場合について準用する。

第二十四条の見出し中「業種等」を「業種」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「第八十八条第四項」を「第八十八条第三項」に改め、同項を同条とする。

（労働安全衛生法関係手数料令の一部改正）

第二条　労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第一項中「又は第六号」を「、第六号又は第十三号」に改める。

別表第三第十二号の次に次のように加える。

十三　電動ファン付き呼吸用保護具	
(1)　新規検定	三八九、三〇〇
(2)　更新検定	二二、一〇〇

（厚生労働省組織令の一部改正）

第三条　厚生労働省組織令（平成十二年政令第二百五十二号）の一部を次のように改正する。

第六十九条第二号中「第八十八条第三項」を「第八十八条第二項」に改める。

附　則

この政令は、労働安全衛生法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。ただし、第一条中労働安全衛生法施行令第十四条の二及び第二十四条の改正規定並びに第二条及び第三条の規定は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十二月一日）から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年十月一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百二十七号

労働安全衛生法関係手数料令及び作業環境測定法施行令の一部を改正する政令

内閣は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第百十二条第一項及び作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第四十九条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条　労働安全衛生法関係手数料令の一部改正）

労働安全衛生法関係手数料令（昭和四十七年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「三万円」を「二万円」に改める。

（作業環境測定法施行令の一部改正）

第二条　作業環境測定法施行令（昭和五十年政令第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四号中「二万五千八百円」を「二万円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣　塩崎　恭久

内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第七十七号

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十三条の十第一項及び危険物の規制に関する政令（昭和三十四年政令第三百六号）第九条第一項第一号ロ（同令第十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

総務大臣　山本　早苗

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令

危険物の規制に関する規則（昭和三十四年総理府令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十一条第四号ホ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「母子福祉施設」を「母子・父子福祉施設」に改め、第五十八条の五第二号中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に、「第二条第二項」を「第二条第四項」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十八号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年十月一日）から施行する。ただし、第五十八条の五第二号の改正規定及び附則第二項の規定は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　附則第一項ただし書に規定する規定の施行前に独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人を退職した役員若しくは職員に対する危険物の規制に関する規則第五十八条の五第二号（消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第三十三条の十六の規定により読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「行政執行法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第四項に規定する法人をいう。）の役員若しくは職員若しくは役員若しくは職員であつた者」とあるのは、「独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）による改正前の独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人の役員若しくは職員であつた者」とする。